

平成 27年度

予算概算要求の主要事項

(抜粋版)



【計数については、整理上、変動があり得る。】

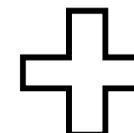
I 平成27年度予算概算要求総括表

平成 27 年度 厚生労働省概算要求のフレーム

税制抜本改革に伴う社会保障の充実
(予算編成過程において検討)



新しい日本のための
優先課題推進枠 2,443 億円
(要望基礎額の 30%)



自然増 8,200 億円

10%

年金・医療等に係る経費

義務的経費

その他の経費

裁量的経費
公共事業関係費

〈要望基礎額〉

注 1 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされている。

注 2 税制抜本改革に伴う社会保障の充実及び消費税率の引上げに伴う支出の増については、上記の判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

また、①医療保険制度改革、②報酬改定（介護、障害福祉サービス）、③生活困窮者自立支援制度の実施に伴う経費等、④過去の年金国庫負担繰り延べの返済、⑤雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻し、などについても予算編成過程で検討する。

〈別枠で要求するもの〉

- 東日本大震災復旧・復興経費
- B型肝炎の給付金等支給経費

Ⅲ 主 要 事 項

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）第 3 条の規定に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされており、当該引上げによるものを含め、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障 4 経費」という。）の充実並びに社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増（以下「公経済負担」という。）並びに地方交付税法定率分の充実の前年度当初予算からの増加の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 27 年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、同法附則第 18 条に基づく判断等を踏まえた上で、社会保障・税一体改革に伴う制度改正等を適切に反映する。同法第 3 条の規定に係る社会保障 4 経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

ウ 共同受付センター(仮称)の設置【新規】(推進枠) 21億円

現在、審査支払機関で受け付けている電子レセプトについて、受付を一箇所に集約するとともに、保険者が審査支払機関(※)との契約を乗り換える場合にスムーズに変更できるよう、競争環境を整備するためのシステムを構築する。また、保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みを導入する場合のシステム改修に係る仕様についてもあわせて検討する。

※審査支払機関：社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会。

②医療情報の共有・連携の推進 4.2億円

ア 臨床効果データベース整備事業【新規】(推進枠) 2.2億円

日々の診療行為及びアウトカムデータ(診療行為の効果)を一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取組を支援する。

イ 救急医療の質向上のためのデータ収集・解析【新規】(推進枠) 2.1億円

救命救急センター等への救急患者の搬送情報や搬送先医療機関内での治療情報を収集・解析し、適切な搬送治療体制の構築に活用する。

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

11兆1,352億円(10兆8,373億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

なお、プログラム法等を踏まえた次期医療保険制度改革に係る経費については、予算編成過程で検討する。

4 革新的医薬品・医療機器の創出、世界最先端の医療の実現など

1,259億円(1,063億円)

(1) 医療分野の研究開発の促進等(一部推進枠) 566億円(476億円)

世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発について、基礎から実用化まで一貫して推進し、その成果を円滑に実用化する。